

募金箱設置規約

カリタスジャパン

第1条（目的）

カトリック中央協議会カリタスジャパン（以下「カリタスジャパン」という）の募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が活かされ、管理運営が適切に行われるために必要な事項を定めます。

第2条（設置場所）

（1）募金箱設置場所は、カリタスジャパンの趣旨に賛同する販売店・売店・病院・教会信徒会館受付などの、不特定多数の人が出入りし、かつ管理ができる施設とします。

（2）多くの人の目にふれるところに設置場所を決めて、常時設置してください。（個人所有は固くお断りいたします。）

第3条（設置申込）

募金箱設置を申し込むときは、所定の「募金箱設置申込書」を提出してください。

第4条（募金箱の種類）

募金箱の種類は次の通りとします。

アクリル製通常募金箱 横幅：89mm 奥行：100mm 高さ：148mm

第5条（募金箱の運送料）

募金箱の設置にかかる送料はカリタスジャパンが負担しますが、返却にかかる送料は募金箱設置者が負担してください。

第6条（募金箱管理者）

管理の所在を明確にするため、18歳以上の管理責任者を定め、カリタスジャパンに届けてください。

第7条（募金の送金）

集った金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金を1年に1回はカリタスジャパンに送金してください。

第8条（禁止事項）

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

第9条（変更の届出）

募金箱設置の設置場所（住所・電話番号）、管理責任者等の変更があった場合は、速やかにカリタスジャパンに届け出てください。

第10条（鍵の紛失）

募金箱の鍵を紛失した場合、カリタスジャパン事務局にてスペアを1つだけ保管していますので、申し出により鍵を送付します。ただし、2度紛失した場合には解錠できなくなりますので、確実な管理をお願いします。

第11条（盗難／破損の補償と交換）

募金箱が盗難にあたり、故意に破損されたりした場合、事務局に速やかにご連絡の上、管理責任者は被害状況を報告し、破損した募金箱をご返却ください。盗難／破損を防ぐ対策が打たれたと判断された場合、新しい募金箱を事務局より送付します。（送料事務局負担）

第12条（設置の中止）

（1）募金箱の設置を中止しようとするときは、カリタスジャパンに連絡し募金箱を返却してください。

（2）2年間に亘り1度も送金がない場合は、募金箱の設置の状況を調査し、募金箱の返却を求めることがあります。

以上